

ディスポーザ排水処理システム維持管理への取組み

特定非営利活動法人 ディスポーザ生ごみ処理システム協会

1. 背景

ディスポーザ排水処理システム（以下 DSP 排水処理システムとする）は、1998年（平成10年）に旧建設省下水道部から「適切に維持管理される限りにおいて下水道に接続する排水設備として適切である」との事務連絡が地方公共団体に発せられ、下水道法上の排水設備としての位置づけが明確にされた。（図1.1参照）

したがって本システムは、適切な維持管理を行うことが前提であるにもかかわらず、保守点検の技術基準や技術者資格が法令化されなかった。

そこで、当協会では2004年より独自の取組を行って排水設備として十分な機能を果たすよう努めている。

2. 取組概要

表2.1にDSP排水処理システムと公共下水道での除害施設、公共用水域対象での浄化槽の維持管理に関する項目を比較した。本システムは技術的には除害施設に近いが、主な設置者が住民である点を考慮し、浄化槽の維持管理のしくみを参考に制度設計を行った。

まず技術基準は該当法令がないことから、現時点では（公社）日本下水道協会規格（JSWAS K-18）と、下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）が相当する。

また維持管理責任は除害施設では事業所と明確であるが、本システムでは浄化槽と同じく住民（マンション管理組合）で不明確となる可能性が高いので、浄化槽を参考に当協会で検定した維持管理技術者が責任を担い、さらに維持管理を行う業者も当協会に登録するしくみとした。

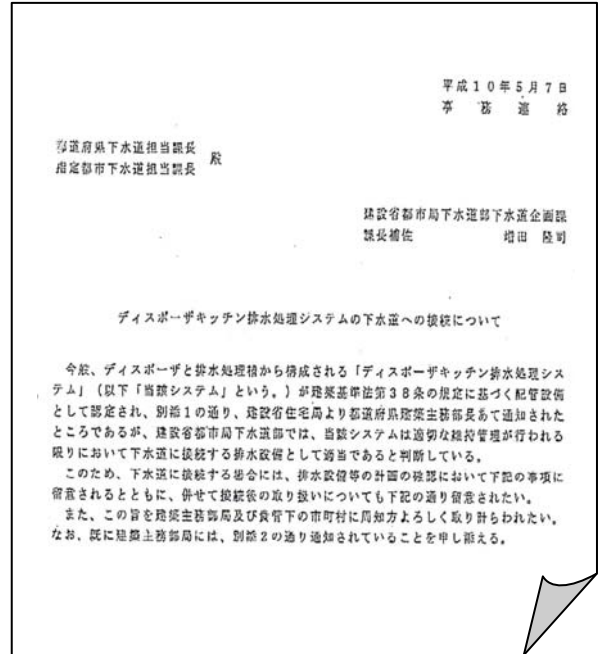


図 1.1 旧建設省事務連絡

表 2.1 DSP 排水処理システムの維持管理の位置づけ

項目	DSP 排水処理システム	除害施設	浄化槽
主たる設置者	住民	事業者	住民
技術基準	（公社）日本下水道協会規格 下水道のためのディスポーザ 排水処理システム性能基準 （案）（平成25年3月）	下水道法、下水道条例等	浄化槽法等
維持管理 技術者	FWPA DSP 排水処理システム 維持管理技術者 （当協会で検定）	除害施設等管理者、水質 管理者等を条例等に明記	浄化槽管理士 （国家資格）
維持管理業者	FWPA DSP 排水処理システム 維持管理業者 （当協会登録）	—	浄化槽保守点検業者 （知事登録）

3. DSP 排水処理システム維持管理技術者・業者登録

当協会の DSP 排水処理システムの維持管理技術者と業者の登録の流れを図 3.1 に示す。

DSP 排水処理システム維持管理技術者は、図 3.1 の受験資格を有する高スキルの技術者とし、講習会受講後の効果測定合格者のみ登録可能とした。

したがって FWPA 維持管理技術者は指導管理的な役割を担うことが多く、5 年ごとの更新時に FWPA が開催する講習会を受講し、最新技術や法令等の確認と習得を継続して行い、各業者の維持管理技術を向上させていく。

維持管理業者は、FWPA 維持管理技術者を 1 名以上配置することを条件に当協会に登録し、5 年ごとの審査により本要件を満たしているかなどの確認を行っている。

4. まとめ

当協会独自の DSP 排水処理システム維持管理への取組の結果、2018 年時点で FWPA 維持管理技術者登録者が 185 名、維持管理登録業者が 82 社にまで拡大した。

しかし、本システムの維持管理に法的根拠がないことも相まって、地方公共団体の下水道担当や、マンション事業主・管理会社・住民等への当協会の取組みに対する認知が不十分となっている。

その結果、安価な無登録業者に維持管理業務を交代し、設置時に自治体の承認を得た維持管理計画と異なる作業等が原因で所定の機能を発揮できない物件や、維持管理業者交代時の自治体申請やメーカー連絡不備で、維持管理業者が不明となった物件も散見される状況となっている。

当協会では、DSP 排水処理システムの稼働状況や課題等の情報発信を積極的に行うことで維持管理の重要性についての周知を活発化し、すべての DSP 排水処理システムが下水道法上の排水設備として十分な機能を発揮できるよう今後も継続して取り組んでいく。

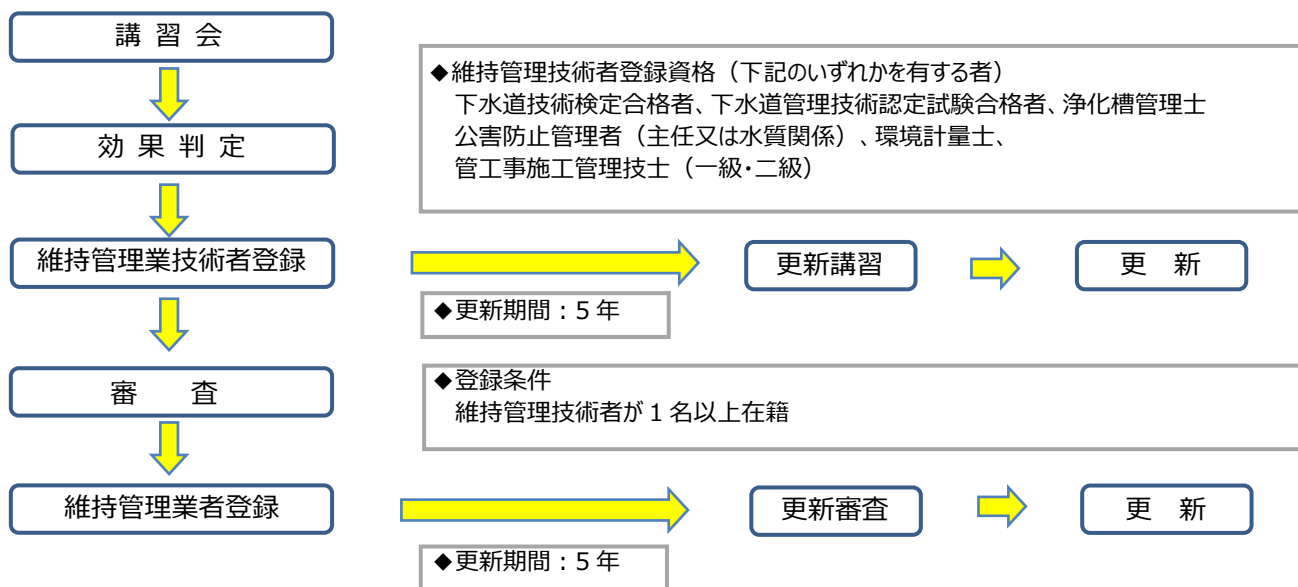


図 3.1 FWPA 維持管理技術者・業者登録の流れ